

2024年8月8日

外国人技能実習機構
理事長 大谷 晃大 様

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

外国人技能実習制度の適正な実施および技能実習生保護に関する要請

入管法及び技能実習法改正法が6月14日に成立しました。技能実習制度に代わる育成就労制度は現行制度の枠組みを基本的に維持しつつ、監理支援機関等の要件厳格化、外国人育成就労機構の監督指導、支援・保護の強化等を行うとされています。しかし、その具体的要件や機能強化のための体制、さらには受入れ分野や従事する業務の適切な設定、本人意向の転籍の実効性確保等、適正な運用確保を含め課題は多く残されています。

足元では、技能実習生に対する低賃金や劣悪な就労環境、長時間労働、ハラスメント、解雇等の労働関係法令違反等の問題の発生は後を絶たず、適正な制度運用及び技能実習生の保護という役割を十分果たせていない実習実施者や監理団体も存在しています。関係法令等の遵守はもとより、適正な制度実施に向け、行政機関による周知・広報や監督指導強化の取り組みが求められています。

連合は、制度本旨に沿った適正な制度運営および技能実習生の権利保護の観点から、下記の項目について要請いたします。

記

1. 実習実施者、監理団体に対し、労働法や技能実習法、入管法などの周知と理解促進をはかるとともに、人権尊重に対する意識醸成に向け取り組むこと。また、外国人技能実習機構として、実効的な救済措置を含めた人権方針の策定など「ビジネスと人権」にもとづいた人権尊重の取り組みを徹底すること。
2. 技能実習法の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構と都道府県労働局との相互連携を積極的にはかり、労働関係法令に対する監督指導体制を強化すること。
3. 監理団体への年1回の実地検査ならびに実習実施者への3年以内の実地検査を完全履行するとともに、実習計画に沿った技能実習内容となっているか、安全な職場環境と適正な労働条件が確保されているかを確認すること。また、是正が必要な場合においては、適正な指導を行うとともに、改善報告の確認を行うこと。
4. 監理団体等への実地検査や、適切な技能実習計画の認定、さらには技能実習生の保護の観点から、外国人技能実習機構の体制を強化するとともに、職員の労働関係法令および出入国管理関係法令の研修を行うなど、人材育成に努めること。そのための予算について制度所管省庁に対し要望すること。

5. 技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者であり、解雇に関しては通常の労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知するとともに、安易な解雇や強制帰国に対しては厳正に対処すること。
6. 技能実習生に対して最低賃金を下回る賃金しか支払われていない事例がみられることを踏まえ、技能実習法第9条第9号の「技能実習生に対する報酬の額について、日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」の確認を徹底すること。
7. 技能実習生の中には電話番号を持たない、また自由に外出することもままならない者がいることも踏まえ、多言語相談対応やSNSの活用等、技能実習生がアクセスしやすい多様な相談支援体制を構築・拡充するとともに、相談支援自体の周知を行うこと。
8. 実習実施者における暴行など、実習継続が困難と認められる場合については、転籍が可能であることや、新たな実習先の斡旋や、次の実習先が見つかるまでの間の生活支援などは監理団体が行う必要があることについて周知を徹底すること。また、監理団体において新たな実習先の斡旋などができない場合においては、外国人技能実習機構が責任を持って、技能実習生からの相談に応じ、速やかに新たな実習先の斡旋や宿泊先の確保をすること。
9. 技能実習生の日本語能力の向上に向け、外国人技能実習機構や自治体等が行う支援について監理団体や実習実施者、また技能実習生に対し適切に支援情報の提供を行うとともに、希望する技能実習生が支援を受けられるよう環境整備に努めること。

以 上